

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月11日

【会社名】 SAMURAI&J PARTNERS株式会社

【英訳名】 SAMURAI&J PARTNERS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 安藤 潔

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
(注) 平成30年4月25日開催の第22期定時株主総会の決議により、平成30年5月1日付にて本店所在地を大阪府大阪市北区から上記へ変更しております。

【電話番号】 (03)5259-5300
(注) 平成30年5月1日付にて本店所在地を大阪府大阪市北区から東京都港区へ変更したことに伴い、電話番号を上記へ変更しております。

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 慶一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

【電話番号】 (03)5259-5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 慶一

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 (株式)
その他の者に対する割当 499,996,000円
(新株予約権証券)
その他の者に対する割当 9,740,100円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,009,723,700円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月10日付をもって提出した有価証券届出書の記載内容の一部及び当該届出書の添付書類である取締役会議事録に誤りがありましたので、これを訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

（添付書類の差替え）

取締役会議事録

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

4 【新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

（訂正前）

<前略>

(注) 1. 第13回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われな~~い~~ことといたします。

4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

<前略>

(注) 1. 第13回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われな~~い~~ことといたします。

4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

(注) 5. の全文を削除

添付書類 取締役会議事録

(別紙) 発行要領

(2) 第13回新株予約権発行要項

募集の条件

（訂正前）

<前略>

(注1) 本株式及び上記の新株予約権証券の発行については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。

(注2) 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(注3) 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注4) 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

<前略>

(注1) 本株式及び上記の新株予約権証券の発行については、平成30年5月10日開催の取締役会決議によるものであります。

(注2) 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(注3) 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注4)の全文を削除